

熊本県公立学校における職員の再雇用制度の概要について（職種別一覧）

本県公立学校における職員の再雇用制度については、「再任用職員(フルタイム勤務又は短時間勤務)」と「定年退職等に係る特別臨時的任用職員」とがあります。  
 なお、一旦、特別臨採になった方は、再任用を希望することはできません。

		再任用職員		定年退職等に係る 特別臨採	一般的な臨採
		フルタイム	短時間勤務		
任用	対象者	前年度末で定年退職した者または再任用退職した者		前年度末で定年退職した者、再任用退職した者、特別臨採を退職した者 (技能労務職員は除く)	
	任期	1年以内(基本的には、4月1日～翌年の3月31日)		6月を超えない期間。(ただし、6月を超えない範囲で更新することができる。) 例)定年退職者の場合、4月2日～9月30日 勤務状況等に問題がなければ翌年の3月29日まで任期を更新する。	
	任用可能期間	65歳に達する日以後の最初の3月31日			年齢制限なし
	募集職種	すべての職種		公立学校に常時勤務する講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校図書館事務職員、学校栄養職員。ただし、賃金職員を除く。	
勤務時間		38時間45分/週	15時間30分～23時間15分/週	38時間45分/週	原則38時間45分/週 (育児短時間勤務補充の場合を除く)
休暇	年次休暇	定年前と同様 ※定年前の残日数は繰り越し可	①齊一型短時間勤務(*注1)の場合 $20日 \times \frac{1週間の勤務日の日数}{5日}$ ②不斉一型短時間勤務(*注2)の場合 $155時間 \times \frac{1週間当たりの勤務時間}{38.75時間} \div 7.75時間$ (1日未満の端数は、四捨五入) *年次休暇を1時間を単位として使用した場合の日への換算 ①・・・勤務日1日当たりの時間数 ②・・・7時間45分 *①、②共に、定年前の残日数は繰越可	20日(最大30日) *定年前の残日数は10日を限度として加算可	20日(最大30日) *前回任用の残日数は10日を限度として加算(30日以内に再度任用の場合)
	病欠休暇	90日		任用月数×2日	任用月数×1日
	特別休暇	定年前と同様		「臨時的任用職員の勤務時間、休暇等の取扱い」による *おもなもの:裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭、職員の親族が死亡した場合、職員が結婚する場合など	
	介護休暇	定年前と同様		引き続き任用月数が3月(3月未満の任用月数を含む)毎に1日の範囲内でそのつど必要と認める期間(無給)	
育児休業/育児短時間勤務		適用外			

		再任用職員		定年退職等に係る 特別臨探	一般的な臨探
		フルタイム	短時間勤務		
給与 (月額)	教育職 (2)	2級:273,900円 1級:233,600円	左記給与月額に、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額(1円未満切り捨て)	高校卒:1級33号給(216,700円) 短大卒:1級43号給(234,100円) 大学卒:1級53号給(248,000円)	各給料表の級毎に設定した給料月額
	教育職 (3)	2級:270,700円		高校卒:1級33号給(216,500円) 短大卒:1級43号給(233,100円) 大学卒:1級53号給(247,200円)	
	行政職	4級:274,200円 3級:254,800円		高校卒:1級29号給(185,800円) 短大卒:1級37号給(198,500円) 大学卒:1級49号給(213,800円)	
	医療職 (2)	3級:243,100円		短大卒:1級29号給(204,300円) 大学卒:1級41号給(218,400円)	
	技能労務職	230,000円			
諸手当等	支給対象 (適用される 給与表等により異なる)	通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当 ※再任用短時間勤務者については、「参考資料2」7(4)～(6)の特例を参照のこと。		通勤手当、単身赴任手当、住居手当、扶養手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む)、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当	
	支給なし	扶養手当、住居手当、へき地手当(これに準ずる手当含む)、退職手当			
	期末・勤勉 手当の支給 割合	①期末手当 6月:0.65月分、12月:0.80月分 ②勤勉手当 6月:0.425月分、12月:0.425月分 合計 年間 2.3月分		* 任用期間が4月1日から翌3月29日の場合 ①期末手当 6月:0.98月分、12月:1.375月分 ②勤勉手当 6月:0.855月分、12月0.9月分 合計 年間4.11月分	
共済組合		組合員	非組合員		
社会保険	医療保険 ・ 年金	共済組合の短期給付 共済組合の厚生年金被保険者	①週の勤務時間が一般職員の3/4以上勤務の場合、健康保険・厚生年金保険の被保険者 ②週の勤務時間が一般職員の3/4未満の場合、(1)～(4)から選択 (1)国民健康保険 (2)共済組合の任意継続 (3)被用者保険に加入する家族の被扶養者 (4)週20時間以上勤務の場合は、社会保険に加入	健康保険	
	雇用保険	適用	週20時間以上勤務の場合、適用	適用なし	
退職共済年金 ・老齢厚生年金 の支給	H25、26末 定年退職者	満61歳となるまで支給なし(繰り上げ請求可:60歳から) ※給与に応じて、一部または全部が支給停止。 ※H26末定年退職者(S29.10.1以前の生まれ:退職共済年金、S29.10.2以降の生まれ:老齢厚生年金)			
	H27、28末 定年退職者	満62歳となるまで支給なし(繰り上げ請求可:60歳から) ※給与に応じて、一部または全部が支給停止。			
	H29、30末 定年退職者	満63歳となるまで支給なし(繰り上げ請求可:60歳から) ※給与に応じて、一部または全部が支給停止。			
	H31、32末 定年退職者	満64歳となるまで支給なし(繰り上げ請求可:60歳から) ※給与に応じて、一部または全部が支給停止。			
兼業規制		有り			